

秩父市議会災害等対策行動マニュアル

1 趣 旨

本行動マニュアルは、秩父市議会災害対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、次の期間に応じた秩父市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の事務実施事項について定めるものである。なお、これとは別に感染症によるパンデミック下等の対応として基本的な行動基準を4に示す。

- (1) 初動期：災害発生日及び翌日
- (2) 中 期：初動期を経過した翌日以降、発生日から起算して7日目までの期間
- (3) 後 期：発生日から起算して8日目以降の期間

2 行動原則

議員は、市において震度5弱以上の地震が観測された場合又は風水害等による大規模な被害の発生が確認された場合は、議員各自が被災現場、テレビ、ラジオ等の情報により状況を判断し、議会に連絡し、災害対策会議の設置状況を確認するとともに、自身の安否、被災状況を報告する。

この場合、自身の安全確保を第一とし、災害対策会議が設置された場合には、本行動マニュアルに基づき行動するものとする。

3 行動基準

(1) 初動期

初動期においては、災害対策会議を設置するとともに、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

- ① 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認を行う。
- ② 議長に事故あるときはその職務を代理する者は、議会事務局と連

絡を取り合い、秩父市災害対策本部（以下「市本部」という。）の設置を確認したときは、市議会内に災害対策会議を設置する。

- ③ 議長、副議長及び議会事務局長は、速やかに議会に参集する。
- ④ 議長は、災害対策会議の設置状況を議員に連絡する。
- ⑤ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等において救援・救護活動を行うとともに、情報収集に努める。
- ⑥ 議会事務局長は、市本部の会議に出席し、災害対策会議からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、災害対策会議への情報提供を行う。この場合、議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。
- ⑦ 災害対策会議は、市庁舎4階に置く。ただし、市庁舎が使用できない場合は、議長が別に定める。

(2) 中期

中期においては、災害対策会議に参集し、議長の指揮の下、被災地及び避難所における情報収集を行うとともに、市本部との情報共有を行う。

- ① 災害対策会議は、各日午前10時から開催することを原則とし、市本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。
 - ・災害対策会議における稼働人員の確認
 - ・今後の活動方針
 - ・調査活動スケジュール
 - ・調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
 - ・役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）
- ② 議員は、災害対策会議の結果に基づき、担当する被災地、避難所に赴き、被災状況、避難所の状況等の調査を行う。
- ③ 調査終了後、議員は調査結果を議長に報告する。
- ④ 議長は、調査結果を集約し、市本部へ報告する。
- ⑤ 議員は、調査に際し、市民からの質問、意見等に対し、市本部からの情報に基づき、相談又は助言を行う。

(3) 後期

市本部との連携の下に、復旧・復興に向けた市の取組等について検討する。

- ① 特別委員会が設置されるまでの間、災害対策会議内に要綱第4条の規定により部会を置く。
- ② 各部会は、復旧・復興に必要な施策及び国、県その他関係機関に対する要望事項等を調査し、結果を取りまとめる。
- ③ 議長は、調査結果を市本部に提言する。
- ④ 結果を取りまとめるまでに、特別委員会が設置された場合は、各部会の検討経過等を特別委員会に引き継ぐものとし、調査結果は議長から市本部に提言するものとする。

4 感染症によるパンデミック下等の行動基準

- (1) 予防・まん延の防止対策をまず自ら実践し、継続する。
- (2) 当局への議員個別の問い合わせ等は、議会事務局に窓口を一本化し、必要な情報の提供と問い合わせ等を行うこと。
- (3) 議会及び関係会議の開催にあたってはできる限りの対策をとる。
- (4) 情報共有のために必要に応じて連絡会議を開催する。その際には、ICTを大いに活用し、リモート会議の開催を検討する。
- (5) 不要不急の会議の開催、会議、事業等への参加を控える。
- (6) 当局と連携し感染症等の収束に努める。
- (7) 収束に向かっても完全に安全・安心して生活ができるまで気をゆるめない。